履修要項

1 単位制度と学修時間

1．単位とは何か

すべての授業科目には単位数が設定されている。単位とは、科目を修得するために必要な学修量（時間）を数値で示したものである。「1 単位の授業科目」は「45 時間の学修を必要とする内容」をもって構成することが標準となっている。学修時間には授業時間だけではなく、**予習・復習等教室外での自主学習時間も含まれる。**

2．単位と授業時間

各授業科目の単位数は大学設置基準に準拠の上、工学院大学学則により 1 単位の履修時間を**授業時間および自主学習時間を合わせて** 45 時間とし、授業の方法に応じて次のように規定されている。

［1 単位に要する学修時間］

授業種別	授業時間	自主学習時間
講義	15 時間	30 時間～
演習・外国語科目・実験・実習・実技	30 時間	15 時間～

工学院大学学則に基づき、各授業科目の授業は 15 週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることが認められる場合はこの限りではない。

3．単位修得

単位の修得には、次の 2 点を満たすことが必要である。各授業科目の評価方法は、シラバスを参照のこと。

① 各年度に開講される授業科目の登録を行うこと
② 登録した科目を履修し、予習・復習時間を含めた学修に対して評価（定期試験・レポート課題・平常点評価などを受け、合格評価を得ること。

各科目で十分な学修成果をあげ、単位を修得するためには、単位数と学修時間の関係を理解することが大切である。**授業時間内の学修だけではなく、自主的な予習・復習を心掛けること。**

4．授業時間

授業時間は次のとおりである。

＜通常＞

1 時限目	**2 時限目**	**昼休憩**	**3 時限目**	4 時限目	5 時限目	6 時限目
8:30–10:00	**10:10–11:40**	**11:40–12:30**	**12:30–14:00**	14:10–15:40	15:50–17:20	17:30–19:00

＜一部の 2・3 限連続授業＞ （詳細は担当教員に確認すること）

1 時限目	**2 時限目**	**3 時限目**	**昼休憩**	4 時限目	5 時限目	6 時限目
8:30–10:00	**10:10–11:40**	**11:50–13:20**	**13:20–14:10**	14:10–15:40	15:50–17:20	17:30–19:00

5．履修登録できる単位数の上限（CAP 制）について

① CAP 制の趣旨

CAP 制とは、1 年間に履修登録できる単位数の上限を設けている制度のことであり、この上限を超える履修登録はできない。授業科目に設定されている単位は、すでに述べた通り 1 単位につき 45 時間の学修時間（授業時間と自習時間＜予習・復習にあてる時間＞を含む）を必要とする。**よって、履修した科目数に比例して、それぞれに必要な学修時間も増えることとなる。履修登録できる単位数を制限することは、履修する科目について十分な学修時間を確保することができるよう、また学修した内容を真に身につけられることを目的としている。**

② 履修登録の上限単位数

履修登録の年間上限単位数は、原則として **49 単位**（前期・後期・1～4Q、通年科目の合計）とする。夏期・春期等の集中授業は含めない。

③ CAP 制の特例措置

以下のとおり特例措置を設ける。

（1）通算GPAが高い学生に対する特例措置

前年度末日までの成績によって算出された通算GPAが3.5以上 かつ **前年度修得単位数が40単位以上の者**

→年間59単位まで履修登録を認める（+10単位）

※前年度修得単位数は、前期・後期・1～4Q・通年科目のみ（他大学科目は含まない）で算出する

※特例の対象となるかは学生ポータル「キューポート」で確認すること

（2）教職科目（教職に関する科目*）及び学芸員課程の科目に対する特別措置

・教職課程科目（教職に関する科目のみ）は上限単位数に含めない

* 2019年度以降入学生は「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法に関する科目」を指す

・学芸員課程科目は上限単位数に含めない

2 教育課程

本学の教育課程は、**工学の原理と応用を学び専門的な職業人になるとともに、幅広い教養をもった社会人になる**ことを目的として、総合教育科目群および各学科の専門共通科目群・専門科目群を合理的・有機的に系統づけた授業科目の構成となっている。この他に、教員免許状の修得を希望する学生のために教職課程が、また、学芸員の資格取得を希望する学生のために学芸員課程が設置されている。

1．授業科目の区分

入学年度の学生便覧にある各学科**カリキュラム表**（学則別表第一）及び**進級・卒業条件表**（学則別表第五）で確認すること。また各学科カリキュラム表の**学位授与の方針**には、各科目を履修することで身につく **4 つのディプロマポリシー（学位授与の方針）**の割合を示している。ディプロマポリシーの詳細は、ホームページを参照すること。

2．授業科目の種別

授業科目の種別	種別説明
必　修　科　目	教育目的を達成するために必ず単位の修得を要する科目
選 択 必 修 科 目	指定された科目群の中から科目を選択し、決められた単位数以上の修得を要する科目
選　択　科　目	学生の自由意志により選択し、卒業条件などで定められた単位数を満たすために一定以上の修得を要する科目

3．学年

各学科のカリキュラム表には標準履修学年が示してある。自身の履修学年より上の標準履修学年科目は原則、履修することはできない。

4．履修期の種類

履修期の種類は以下の通りである。

<table>
<tr><td colspan="2">4月 ～</td><td colspan="2">9月 ～</td></tr>
<tr><td colspan="4">通　　年</td></tr>
<tr><td colspan="2">前　　期</td><td colspan="2">後　　期</td></tr>
<tr><td>1Q（前期の前半）</td><td>2Q（前期の後半）</td><td>3Q（後期の前半）</td><td>4Q（後期の後半）</td></tr>
</table>

注1）詳細については、大学授業日程を確認すること。

注2) 1～4Qの授業は原則として、各8回とする。

注3）前期および後期の授業は原則として、各15回とする。

3　卒業のために必要な条件

本学を卒業するためには、学則に則り、修業年限を満たし、学部・学科ごとに定められた卒業要件に必要な単位数を修得する必要がある。

1．修業年限と在学年限、学籍

① **修業年限**とは、教育課程を修了して卒業するために必要な年数で **4 年間**の在学年数を必要とする。
休学期間は在学年数に含まれない。

② **在学年限**とは、本学に学生として在学できる最長年数のことで、休学期間を除き **8 年**である。

③ **学籍**とは、本学の学生としての身分を有することをいう。
学生は、入学と同時に**学籍**が得られ、卒業・退学・除籍により消滅する。

2．卒業に必要な単位

学則に定める卒業要件を満たしていなければ、卒業は認められない。
卒業に必要な単位数の詳細は、入学年度の『学生便覧』にある**進級・卒業条件表**（学則別表第五）で確認すること。